

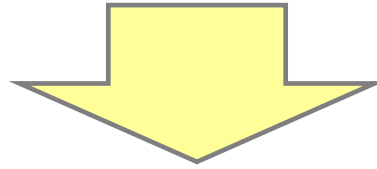
消息不明会員等への対応方法の検討

2024. 2. 16

本部事務局

背景

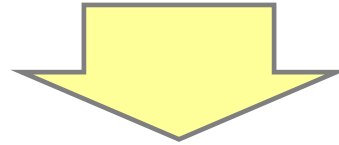
- 友愛活動、慶事・弔事確認、会費未納対応等の際に、当該会員、また親族への連絡が取れないケースが、近年増加している。
所在確認のために、支部役員、本部事務局員が、繰り返し訪問・架電・書簡送付している状況にあり、過度な負担が発生しない環境づくりが必要



- 対応方法の概要を定め、支部役員と共有し、共通認識のもと対応を進める
一方で、消息不明の会員やご家族とのコンタクトの方法、頻度については、ガイドラインを定めるが、各支部の過去からの対応方法を踏まえ、判断いただく

ケース ①

- 友愛活動、慶事確認等で、自宅訪問・架電・書簡送付するが、不在・不通のケース
⇒ 確認のために、支部役員が、繰り返し訪問・架電・書簡送付している状況



対応方法

①・②のコンタクト方法・頻度・コンタクト停止は、各支部の過去からの対応方法を踏まえ判断いただく

- ① 不在発覚年度は、支部の判断により、適宜コンタクトを実施
 - ※何度も自宅訪問することまでは不要（支部役員の連絡先をポスティングし、連絡を待つ）
 - ※自宅に第三者が居住、電話・郵便が不通の場合、コンタクトは停止
- ② 次年度以降のコンタクトは停止
 - ※「連絡が取れない会員」という位置づけで管理（支部役員内で共有）
- ③ ②の場合でも、会費が納付されている限り、会員資格は継続
- ④ 1年間会費が未納であれば、会員規程に則り、「退会」とする（ケース③）

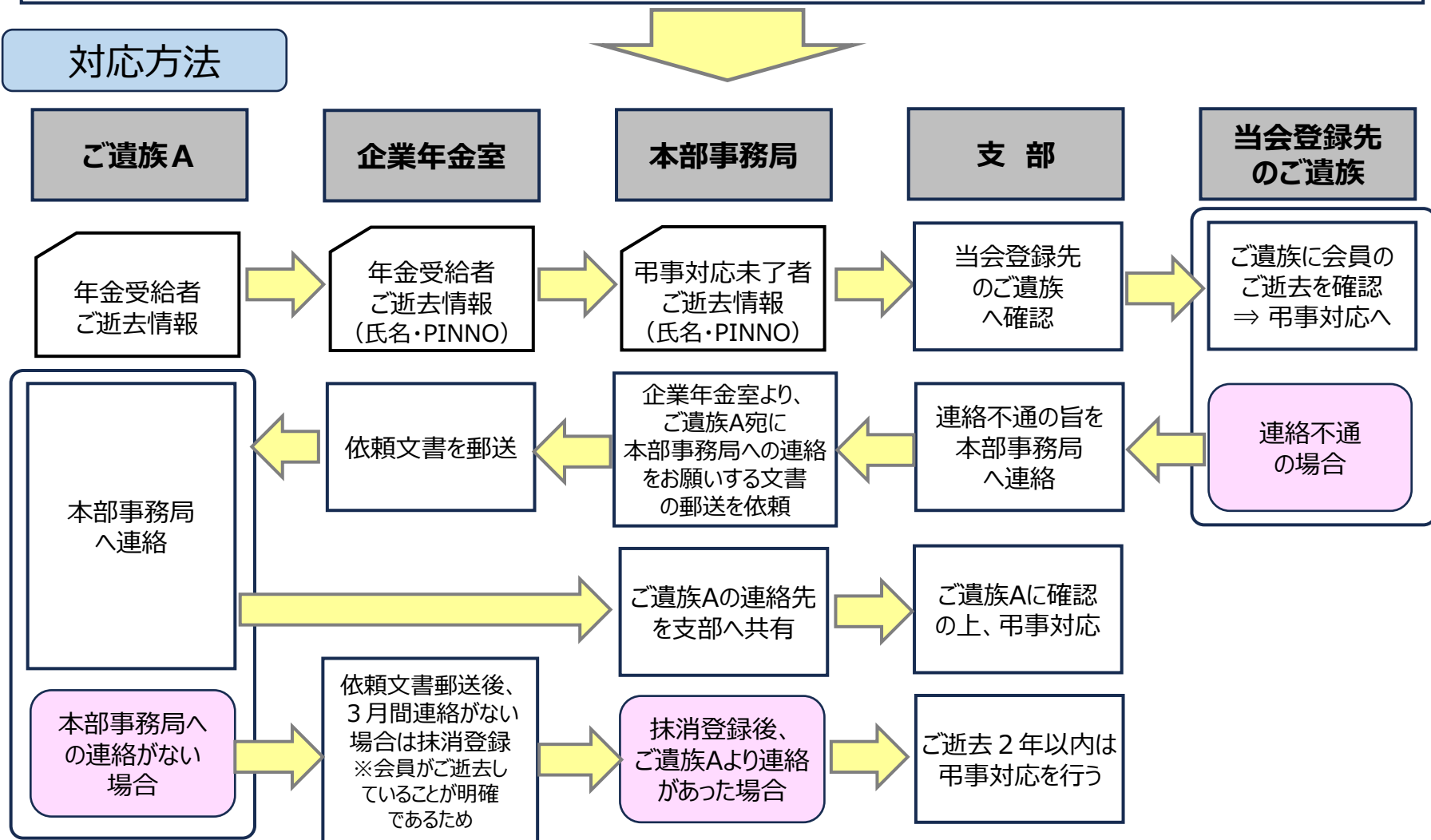
※「友愛アンケート」で、ご逝去の情報を入手するが、ご遺族への直接の確認ができない場合（送付主不明等）も、会員がご逝去されたことは事実と判断し、抹消手続きを行う。
ただし、弔事対応は、ご遺族との連絡が整うまでは保留（ご逝去後2年以内）

ケース ②

■「企業年金室」から、会員のご逝去情報が届くケース

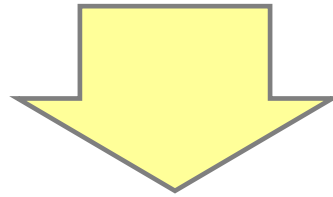
※企業年金室に届く「年金受給者」のご逝去情報を毎週提供いただいている（氏名・PINNO）

対応方法



ケース ③

■ 毎年 4 月末に納入いただく年会費の未納が継続するケース



対応方法

- ① 会費の未納が続く場合、本部事務局より、年会費の納入依頼の書簡を送付
※6/末、8/末、10/末で未納の方（2ヵ月毎に徴収作業）には、次回徴収月の初めに送付
※未納者のイメージ：4/末未納者 150人 ⇒ 10/末未納者 10人
- ② 12/末未納者は、支部長に状況を共有するとともに電話及び書留で納付を要請
- ③ 書簡が不着（事務局に返送）の場合、以降の送付は停止
- ④ 3/末時点で、会費未納の場合は、「会員規程第 1 条 3 項4号」に基づき、「退会」の取扱いとする
※ 本部事務局で、会員管理システムの「メモ、会員項目」欄に「ご遺族と連絡が取れないまま抹消する」のコメントを記載する
※ 退会后、ご遺族からの連絡等で、会員有資格中にご逝去されていたことが確認できた場合、ご逝去 2 年以内であれば、弔事対応を行う